

北上市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

北上市生活保護法施行細則（平成12年北上市規則第39号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（調査の嘱託等） 第8条 所長は、法第4条第2項の扶養義務者の扶養の可否を確認するために、要保護者の扶養義務者に対し、<u>扶養の可否について</u>（様式第22号）により照会するものとする。 2・3 [略]	（調査の嘱託等） 第8条 所長は、法第4条第2項の扶養義務者の扶養の可否を確認するために、要保護者の扶養義務者に対し、<u>生活保護法による保護の決定に伴う扶養義務について</u>（様式第22号）により照会するものとする。 2・3 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

様式第17号から様式第22号まで、様式第28号及び様式第31号を次のように改める。

年 月 日

様

北上市福祉事務所長



保護決定（変更）通知書

について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

1 保護の決定内容・認定年月日・決定した理由

決定内容	認定年月日	決定した理由

2 あなたの最低生活費及び保護の程度（今回決定した額）

種類	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	扶助	扶助	合計（a）
最低生活費	円	円	円	円	円	円
収入充当した額	円	円	円	円	円	円
決定した	円	円	円	円	円	円
一時扶助（b）						合計 (c=a+b) 円
種類						
金額	円	円	円	円	円	
支給区分						円
Cの金額のうち別途送金額 （福祉事務所から関係機関へ代理納付した金額、または、法第78条の2に基づく費用徴収額）						費用徴収額
						円
あなたが支払う金額※医療機関へ支払う場合は、10円未満切り捨てとなります						
本人支払額				円		

3 支給日、支給方法、実際に支払われる金額及び返還額

支給日	支給方法	実際に支払われる金額	返還額

4 備考

備考

（備考）

- (1) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岩手県知事に対し審査請求をすることができます（なお、

決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

- (2) 上記(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、北上市を被告として（訴訟において北上市を代表する者は北上市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (3) 扶助金を受取るときにはこの通知書が必要ですから忘れないように持参して下さい。

年 月 日

様

北上市福祉事務所長



保護申請却下通知書

保護については、下記の理由で却下します。

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岩手県知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、北上市を被告として（訴訟において北上市を代表する者は北上市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

記

1 却下の理由

2 この通知が申請書受理後14日を経過した事由

年 月 日

様

北上市福祉事務所長



保護廃止（停止）決定通知書

生活保護の について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 停止する期間
- 2 廃止する時期
- 3 理由

（備考）

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岩手県知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、北上市を被告として（訴訟において北上市を代表する者は北上市長となります。）この決定の取り消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取り消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、該当不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第20号（第6条関係）

検診命令書

年 月 日

様

北上市福祉事務所長



下記により検査を受けて下さい。

記

- 1 検診を受ける日時
- 2 検診を受ける場所
- 3 検診を行う医療機関の名称

住所

担当医師等氏名

- 4 検診理由
- 5 備考

（注意）

- 1 検診を受けるときは、この書類を持参して下さい。
- 2 この検診命令は、生活保護法第28条第1項の規定にもとづくものです。
- 3 この検診命令を受けないと、同条第5項の規定により、あなたの保護申請が却下され、またはあなたに対する保護が変更、停止若しくは廃止される場合があります。
- 4 この検診命令について疑問がある場合には、福祉事務所に相談して下さい。

北上市福祉事務所長 様

検診書

検査を受ける者の

居住地及び氏名

歳

年 月 日

医療機関の所在地及び名称

院（所）長

担当医師

上記の者に対する検診結果は下記のとおりであります。

1 傷病名

2 病状

3 診療の要否、診療の方法等に関する意見

検診料請求書

年 月 日

北上市福祉事務所長 様

医療機関の所在地及び名称
院（所）長氏名

取引金融機関 銀行・信金 本支店 当座No.
信組・労金 普通No.

フリガナ

下記のとおり請求いたします。

名義人

受 診 者			
居 住 地			
請 求 額	診 察 料	点	(検査名簿) 自立支援医療診断書料 身体障害者手帳診断書料 自立支援医療更新料 障害年金診断書料 精神障害者保健福祉手帳診断書料 その他 () (診断書等作成日 年 月 日)
	検 診 料	点	
	文 書 料	円	
	合 計	円	円

様式第21号（第7条関係）

年 月 日

様

北上市福祉事務所長



生活保護法第29条の規定に基づく調査について（依頼）

保護の決定若しくは実施又は生活保護法（以下「法」という。）第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要がありますので、法第29条の規定に基づき、下記の事項について照会します。

なお、当事務所において、入手した資料については、情報の秘密の保護に万全を期していますので念のため申し添えます。

回答期限年月日

調査対象者

住所

氏名	カナ	旧姓	旧姓カナ	性別	生年月日
----	----	----	------	----	------

把握済み口座

調査事項

年 月 日

様

北上市福祉事務所長



生活保護法による保護の決定に伴う扶養義務について（照会）

あなたの にあたる さんは生活保護法による保護を申請して（受けて）いますが、生活保護法では民法に定められた扶養義務者による扶養は生活保護に優先して行われるものとされております。

あなたは、民法に定められた扶養義務者か、そうなる可能性が高い方にあたることから、保護の決定実施上必要がありますので、あなたからどの程度扶養できるかについて、別紙扶養届出書により までにご回答下さい。

要（被）保護者

（特記事項）

別紙

北上市福祉事務所長

様

扶養届書

年 月 日

住所

氏名

先に照会のあった に対する扶養について、次のとおり回答します。

1 精神的な支援について

※ 精神的な支援・・・対象者に対する定期的な訪問、電話、手紙のやり取り、一時的な子供の預かりなど金銭的な援助以外の対象への関わりをいいます。

精神的な支援の可否	可・不可
	理由
支援の開始時期	年 月から（又は既に行っている）
具体的な支援の内容及び頻度	※緊急連絡先（電話番号 - - ）

2 金銭的な援助について

金銭的な援助の可否	可・不可
	理由
将来的な援助の意思	有・無
援助の開始時期	年 月から（又は既に行っている）
援助の方法・程度	①金銭により毎月（年） 円を送付します。 ②物品により毎月（年） を 程度送付します。 ③氏名 を引き取って扶養します。 ④その他

3 私の世帯について

(1) 家族構成・収入等の状況					
氏名	続柄	生年月日	職業	勤務先	平均月収額
	本人				円
上記のうち についての ①税法上の扶養控除を受けている者の氏名 ②会社等から家族手当を受けている者の氏名及び月額 (円)					
(2) 資産の状況	有・無	①家屋㎡(坪) ②宅地㎡(坪) ③田畑㎡(坪) ④山林等㎡(坪)			
(3) 負債の状況	有・無	負債の内容	返済月(年)額	返済の終了予定	
		住宅ローン	円		
		その他()			
(4) 健康保険等の加入状況		①国民健康保険②健康保険③共済() ④その他()			
上記で①以外に加入している場合 については被扶養者として ①認定されている②認定されていない③認定手続を取るつもり					

- 1 該当するものを○で囲み、必要事項を記入してください
- 2 平均月収額は総収入から所得税、社会保険料、事業経費等を差し引いた額を記入して下さい。
- 3 収入、負債の状況については、源泉徴収票、給与明細書、ローン返済予定表の写しなど、その状況が明らかになる書類を添付してください。

年 月 日

様

北上市福祉事務所長



就労自立給付金決定通知書

就労自立給付金を、次のとおり決定したので通知します。

記

- 1 支給額 円
- 2 保護の廃止年時期 年 月 日
- 3 支給を決定した理由
- 4 就労自立給付金の支給日及び支給方法
支給年月日 支給方法

- 5 この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由

（備考）

- (1) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岩手県知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (2) 上記(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、北上市を被告として（訴訟において北上市を代表する者は北上市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続きの続行により生ず

る著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- (3) 就労自立給付金は、この通知を受けた日の属する年分の一時所得となりますが、一時所得には50万円の特別控除がありますので、他に生命保険の一時金など一時所得に該当する所得があり、50万円の特別控除をしてもなお残額がある場合に限り一時所得の金額が生じ、所得税及び個人住民税が課税されることとなります。

年 月 日

様

北上市福祉事務所長



進学・就職準備給付金支給（不支給）決定通知書

進学・就職準備給付金について、次のとおり決定しましたので通知します。
。

記

- 1 支給の可否
- 2 進学・就職準備給付金を支給する場合、支給額、支給日、支給方法
支給額
支給日
支給方法
- 3 不支給の場合、その理由
- 4 この通知が申請書受理後14日を経過した事由

（備考）

- (1) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岩手県知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (2) 上記(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、北上市を被告として（訴訟において北上市を代表する者は北上市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきこと

を命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- (3) 進学・就職準備給付金は、所得税や個人住民税は課されず、国税や地方税の滞納処分による差押えは禁止されています。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 28 日から施行する。